

Q. EPA（経済連携協定）とは？

A. 国や地域間の輸入にかかる関税の撤廃や削減等を定めた国際協定で、EPAを活用すると、低い関税率(EPA税率)を適用でき、輸入時の関税の減免が受けられます。

Q. EPA税率を適用する方法は？

A. EPA税率適用には、特定原産地証明書の取得が必要です。



特定原産地証明書の取得には、**輸出産品が協定で定める原産地規則を満たしていることを示す資料**が必要です。産品によって、原産地規則が異なり、必要となる書類も様々です。



本セミナーでは、「**第一種特定原産地証明書**」を取得するために揃えるべき資料や手続きについて分かりやすく解説いたします。

EPA発効国及び地域：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、アセアン

日時 平成30年 1月26日（金） 14：00～17：00（受付開始13：30～）

場所 福岡商工会議所地下1階B1-a会議室

内容 1. EPA（経済連携協定）の概要について
2. 原産地規則について（機械を中心とした産品の原産性を立証する資料作成について）
3. 第一種特定原産地証明書の取得手続きについて

講師 日本商工会議所 国際部 菊川 裕司 氏

対象 機械メーカー、ならびに機械類を海外に輸出している方、輸出予定の方

定員 40名（先着順）

受講料 無料

申込 下記お申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。お申込み完了後、当所よりFAXにて申込確認書をお送りいたします。当日は名刺、申込書または申込確認書をお持ちください。

お問合せ先 福岡商工会議所 会員組織・共済グループ 貿易関係証明担当（TEL）092-441-1230

送信先FAX番号：092-411-1600「EPA活用支援セミナー」申込書

企業・団体名

住所

受講者名

ご連絡先

E-mail

アンケート①

アンケート②

〒

①

②

③

(TEL)

(FAX)

@

EPAを利用している EPAを利用していない・検討中

取扱品目及び輸出相手国名

取扱品目（ ） 輸出相手国（ ）

※申込確認のご連絡をさせて頂くため、ご連絡先は必ずご記入ください。

※ご記入いただきました情報につきましては、本セミナーの管理運営及び当所からの各種案内・情報提供等に利用させていただくことがあります。